

## 改正健康増進法を遵守し、第一種施設（庁舎）の敷地内完全禁煙を求める陳情

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2019年7月1日からは第一種施設（庁舎）が原則敷地内禁煙となりました。これを機に多くの自治体で庁舎の敷地から喫煙所が撤去されました。これまで東京都で敷地内完全禁煙が達成された区市は、中央区、港区、台東区、渋谷区、豊島区、板橋区、立川市、調布市、小平市、狛江市、西東京市です。このうち港区、豊島区、調布市を除いては、すべて昨年7月1日の改正健康増進法の一部施行が契機となっています。

残念ながら清瀬市では施行後1年を経過してもまだ第一種施設（庁舎）に喫煙所が一か所残されています。さらに、来年3月完成予定の新庁舎には数百万円規模の喫煙所が新たに設置されようとしています。改正健康増進法では、第一種施設（庁舎）を敷地内禁煙とした上で、条件付きで特定屋外喫煙場所を認めています。しかし、厚生労働省健康局長通知（健発0222第1号、平成31年2月22日）は、特定屋外喫煙所について「第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること」と、明確に禁煙化の趣旨を説明しています。

清瀬市役所は上記説明にある通りの施設です。行政機関がその事務を処理するための施設です。健康センターでは乳幼児健診が行われ、子育て支援課へは各種助成や入園手続きに親子が訪れ、生活福祉課や障害福祉課には病気や障害を抱えた方々が相談や手続きに訪れます。各種イベントを開催する公民館のような建物が同じ敷地内にある市役所とは事情が違います。

特に新庁舎に新設される喫煙所については、今、設置する合理的な理由が見つかりません。関係者に話を伺いましたところ、①すでに設計図に書かれている、②新庁舎の喫煙所をなくすという陳情が不採択となった、という2点を挙げられました。まだ新庁舎の喫煙所が設置されておらず撤回することも可能な段階で、国の法律より以前に作られた設計図や市民からの陳情不採択が優先されるのでしょうか。なお陳情については現在の議員さんが不採択としたのではなく、2019年4月の選挙時に取らせていただいたアンケート結果は次のようなものでした。「子どもの出入りが予想されるすべての公共施設（清瀬市役所含む）は、敷地内完全禁煙（敷地内に喫煙所を置かない）を求めています。貴方のお考えは？」という項目に、現職市議の16人から回答をいただき、12人（75%）が「賛同し進める」、4人（25%）が「検討する」という結果で、「現状で良い」と回答した市議さんは一人もいませんでした。

新設する喫煙所についてですが、一度東京都から補助を受けて作ってしまうと、財産処分年限の関係で10年は撤去できないそうです。喫煙率は年々低下し2018年で17.8%となりました。2000年以降の喫煙率傾向を対数回帰直線に当てはめ将来推計すると、2025年には10.7%、2030年には8.0%となります。清瀬市ではこれに清瀬市受動喫煙防止対策の効果が加わるでしょうから、喫煙率は更に低くなるはずですが、禁煙化への世の流れは想像以上に速く、これから新庁舎を予定している府中市ならびに小金井市は、新庁舎建設を機に喫煙所を撤去し、新たな喫煙所は作らないそうです。昭島市のように市民用の喫煙所はあっても職員は勤務時間外でも一切喫煙所を利用してはいけないと決めている市もあります。

受動喫煙による健康リスクの点で考えてみましょう。喫煙者の方がはるかに高い健康リスクを受ける場合もあります。特に密閉された喫煙所内で喫煙する喫煙者です。喫煙者が複数人いる場合、3密状態の中で、有害物質が主流煙より高濃度の副流煙をまともに浴びるからです。その点では青空喫煙所の方がはるかに健康的かもしれません。一般市民が清瀬市役所の喫煙所を利用することは少なく、喫煙所利用者の約80%は市役所職員です。事業者は雇用の健康管理に責任があります。喫煙者の健康に悪影響を及ぼす密閉型の喫煙所をそのまま設置してよいか、まだ再考できる時期ですので真剣に考えていただきたいと思います。

また違う視点で考えてみましょう。敷地内を完全禁煙とする自治体が続々登場する未来にあって、職員のための立派な喫煙所を持つ市という負のイメージと、撤去したくても撤去できない負の財産を、これから市の行政を担う将来有望な若い職員達は背負っていかねばならないのです。現在、新庁舎の喫煙所設置に意思決定ができる市役所幹部の皆様、市議の皆様には、改正健康増進法が施行された今だからこそ、自治体独自の受動喫煙防止条例を持つとうとする市の誇りとして、第一種施設（庁舎）には喫煙所を設置しない、というご英断を下されますようお願い申し上げます。

令和 2年 8月 25日

清瀬市議会議長

渋谷桂司 殿

陳情者

住所（事務所） 清瀬市元町 1-8-20, エスタ清瀬 403

市民の健康を守る会

氏名

大森正子

